

## 下水道使用料改定に関する説明資料

### 1. はじめに

令和8年4月1日から実施を予定している甲良町公共下水道使用料の改定(値上げ)について、町の現状や必要性、改定内容などを分かりやすくご説明します。

町民・事業所の皆さんにご理解いただけるよう、できるだけ丁寧にお伝えしますので、ご一読くださいますようお願ひいたします。

### 2. 下水道使用料とは

下水道使用料とは、家庭や事業所から排出される汚水を安全に処理し、川や環境を守るために必要な費用を利用者の皆さんに負担していただくものです。

主に次のような費用に使われています。

- 甲良町が管理している下水道管とポンプ設備の点検及び修繕や電気代などの運転費用など。・加えて、汚水の処理は、彦根市にある他市町との共同施設(管理者は滋賀県)で行っており、浄化処理と施設の維持管理等を含めた負担金。

これらは町の生活環境を守るために欠かせないものであり、日々の維持管理に継続的な経費が必要です。

### 3. 下水道を利用することで得られる効果は

下水道の利用には、次のような効果があります。

- 川や海などの自然環境を守る衛生的で安心できる生活環境の実現・蚊やハエなどの発生抑制による悪臭や汚れのないまちづくり。・加えて、大雨時の浸水対策の強化。

これらは地域の暮らしを支える重要な基盤であり、持続的な維持管理が必要です。

### 4. なぜ使用料改定が必要なのか

甲良町では、平成10年5月の下水道供用開始以来、消費税率改定時を除き、使用料を約四半世紀にわたり据え置いてきました。

しかし近年、老朽化による修繕費の増加や電気料金など運転費用の上昇及び人口減少に伴う使用料収入の減少といった要因により、「現在の使用料収入では必要な費用をまかなえない状況」が見込まれるからです。

## 5. 今までの経費削減の取組について

町では使用料改定に先立ち、次のような合理化・効率化に取り組み、できる限り経費削減に努めてきました。

- 課の統合による事務の効率化・料金徴収業務は上水道係が兼務・工事担当係と維持管理係及び経理係の兼務による人件費削減。・加えて、ポンプ設備の計画的更新。

これらの努力を行っても、なお十分な改善には至らず、今回の使用料改定が必要となったものです。

## 6. 下水道使用料の改定について

下水道使用料の改定は、令和3年度に策定した経営戦略に基き、持続可能な下水道事業の運営に努め、継続的に経営改善を進めていく方針とし、「総務省並びに国土交通省通知」を踏まえ、経費回収率の維持又は向上を目的とし、1m<sup>3</sup>あたり150円(税抜き)を基本とします。

改定内容は、下水道使用料(1m<sup>3</sup>あたり)の改定前後の比較は表のとおり。

表 (1カ月あたり・税抜き)

排水量区分	改定前 (令和8年3月31日まで)	改定後 (令和8年4月1日から)	差額
1 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	120 円	150 円	30 円
10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	130 円	160 円	30 円
30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	140 円	170 円	30 円
50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	150 円	180 円	30 円
100 m <sup>3</sup> を超える分	160 円	190 円	30 円
750 m <sup>3</sup> を超える分	210 円	240 円	30 円

### 下水道使用料のモデルケース

※甲良町における1ヶ月の平均排水量は約 25 m<sup>3</sup>。 (1カ月あたり・税抜き)

排水量区分	排水量	現 行	改定案	改定案	差	水道料金
1 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	10 m <sup>3</sup>	1, 200 円	150 円	1, 500 円	300 円	1, 500 円
10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	15 m <sup>3</sup>	1, 950 円	160 円	2, 400 円	450 円	2, 250 円
計	—	3, 150 円	—	3, 900 円	750 円	3, 750 円

計算式 10 m<sup>3</sup>×120 円=1, 200 円 15 m<sup>3</sup>×130 円=1,950 円 合計 3, 150 円。(消費税税抜き)